

# 第 1 回旧本庁舎等跡地活用に関する専門家委員会

日 時：令和 2 年 5 月 2 5 日（月）

午後 2 時～ 4 時（予定）

場 所：市役所本庁舎 6 階第 7・8 会議室

## 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 委員長・副委員長の選出について

5 委員長あいさつ

6 議 題

(1) 本専門家委員会について . . . . . 資料 1

(2) 活用策検討プロセスについて . . . . . 資料 2

(3) 活用策検討スケジュールについて . . . . . 資料 3 - 1・2

(4) 鳥取市の計画・現状・課題について

①第 10 次鳥取市総合計画 . . . . . 資料 4 - 1

②鳥取市都市計画マスタープラン . . . . . 資料 4 - 2

③鳥取市中心市街地活性化基本計画 . . . . . 資料 4 - 3

7 その他

第 2 回専門家委員会の日程について

8 閉 会

「旧本庁舎等跡地活用に関する専門家委員会」委員

【五十音順・敬称略】

氏 名	所 属	出 欠
飯野 公央	島根大学 法文学部 准教授	出 (Web 会議)
木田 悟史	公益財団法人日本財団 鳥取事務所 所長	出
堤 洋樹	前橋工科大学 工学部 准教授	出 (Web 会議)
福山 敬	鳥取大学 工学部 教授	出
柳 年哉	公立鳥取環境大学 経営学部 教授	出
湯口 夏史	湯口一文税理士事務所 税理士	出

## 「旧本庁舎等跡地活用に関する専門家委員会」設置要綱

## (名 称)

第 1 条 この会の名称は、「旧本庁舎等跡地活用に関する専門家委員会」（以下「委員会」という。）という。

## (目 的)

第 2 条 委員会は、本市が鳥取市役所旧本庁舎及び第二庁舎跡地活用策について一定の方向性を示すために、専門的見地から適切な意見・提言を行う。

## (委員会の構成)

第 3 条 委員会は、委員 7 名以内で組織する。

2 委員会は、学識経験者から市長が委嘱する者をもって組織する。

## (検討事項)

第 4 条 委員会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事項について、検討を行う。

- (1) 基本情報の効果的な提供に関すること
- (2) 旧本庁舎及び第二庁舎跡地に求められる機能・活用策及びその選定に関すること
- (3) その他、目的達成に関すること。

## (役 員)

第 5 条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名

## (役員を選任)

第 6 条 役員は、委員会において委員の互選により選出する。

## (委員の任期)

第 7 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

## (役員職務)

第 8 条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

3 委員会は、代理を含む構成員の半数以上の出席により成立する。

4 議事は、代理を含む出席構成員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員会に、関係行政機関等の職員または委員長が必要と認める者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 委員会の会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の3分の2以上が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、鳥取市企画推進部政策企画課が担当する。

(有効期間)

第12条 この要綱の有効期間は、第7条に定める委員の任期が終了するまでとする。

(補 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月8日から施行する。







## 第1回 旧本庁舎等跡地活用に関する専門家委員会（議事概要）

- 1 日時 令和2年5月25日（月）午後2時～午後3時40分
- 2 場所 市役所本庁舎6階 6-7・8会議室
- 3 出席者 (1) 委員（Web会議2名）  
木田委員、福山委員、柳委員、湯口委員、飯野委員・堤委員（Web会議）  
(2) 事務局  
高橋企画推進部長、渡邊政策企画課長、永井都市企画課長、有本中心市街地整備課長、上田創生戦略室長、平田政策企画課課長補佐

### 4 内容

#### ●市長あいさつ

この専門家委員会では、鳥取市役所旧本庁舎及び第二庁舎跡地活用策についてそれぞれ専門の立場より、大所高所・専門的見地から意見、提言をいただきたい。鳥取市は全国で36番目に市制を施行し、約130年である。旧本庁舎跡地は長きにわたり多くの方にご利用いただき親しまれてきた場所である。いろんな形で幅広い意見をいただきながら、活用策について方向性を出していかなければならない。解体撤去に約2年間要するので、この間に様々な議論をもとに一定の方向性を示させていただく。都市計画やまちづくり、ファシリティマネジメント、財政規律など様々な見地からご意見をいただきたい。

#### ●委員長・副委員長の選出について

委員長 柳委員

副委員長 福山委員

#### ●議題（1）～（4）

議題について、資料1～資料4に基づき事務局より説明し、委員の意見を伺った。質疑応答の要旨は以下のとおり。

.....

委員長挨拶 本委員会の目的は旧市庁舎の有効利用について検討するもので、2年間の長丁場になる。少子高齢化で土地が余っていても有効利用できない、箱モノを作っても自治体でうまく活用できないという状況がある。鳥取市はにぎわいのあるまち、活力のあるまち、豊かに暮らせるまちを基本として計画が作られている。鳥取県は人口が一番少ないが、動画等を見るとストレスが少ない県となっている。総務省の調査で女性の起業家比率は高知県に次いで高い。鳥取には強みがたくさんあるので、それを参考に提案できればと思う。住民の意見を聞いてそれをピックアップするなどし、他の地域などの良い事例も参考にしたい。

■事務局 資料1の説明。

○委員 質問等はないか。続いて活用策検討プロセスについて説明をお願いします。

■事務局 資料2の説明。

○委員 意見や質問はないか。

○委員 検討委員会の報告書を見ることはできないか。



- 事務局** ホームページ上でも閲覧できる。3月2日に報告書をもっているもの。ホームページで確認をお願いします。
- 委員** 作業の流れは問題ない。機能抽出でワークショップを行うとあるが、具体的にどのようなイメージなのか。
- 事務局** ワークショップについては、市の基本情報をもとに話し合っていたくものを想定されていると認識している。議題（3）で手法や時期について本委員会で意見をいただき、内容を決定していきたい。
- 委員** 議題（3）の前に、説明事項なので議題（4）の説明をお願いします。
- 事務局** 議題（4）の説明。
- 事務局** 資料4-1の説明。
- 事務局** 資料4-2の説明。
- 事務局** 資料4-3の説明。
- 委員** 説明に関して意見、質問等はないか。事務局より議題（3）の説明をお願いします。
- 事務局** 資料3-1、資料3-2の説明。
- 委員** スケジュールについて何か意見、質問等はあるか。
- 委員** コンサルとあるが、本委員会との役割のすみわけはどうなっているのか。また、夏くらいには落ち着いているかもしれないが、新型コロナウイルスの関係で何か配慮されているのか。
- 事務局** コンサルについては、事務的なお手伝いをしてもらうもの。主体的に物事を進めていただくものではない。新型コロナウイルスの対策については、具体的な提案をこの場で出すことはできない。重要なことなので、コンサルからの意見等も踏まえ進めていきたい。
- 委員** 本委員会の第2回目までに、自治体として何が課題か各課でまとめ、市民に見せられる程度のもを用意する必要がある。それを事務局にお願いすることは可能か。
- 事務局** 必要であり、作成したいと考えている。施設の整理、都市機能の集積など市民に提供することが大事と考えている。情報の整理に努めていきたい。
- 委員** 専門家委員会の仕事に複数案を選定するとあるが、ある程度数を絞り提示したほうがいいのではないか。
- 事務局** 今何案ということは事務局では決めていない。今後専門家委員会の先生の意見も聞きながら検討したい。
- 委員** 令和3年度末までにまとめるものは1つなのか、それとも複数案なのか。
- 事務局** 最終的なものはもしかすると2つの案ができるかもしれないし、1つの案にまとまるかもしれない。今は全く白紙の状態と思っている。最終的な一定の方向性を本委員会を出しながら、鳥取市としても決めていきたい。
- 委員** ワークショップ、ストリートミーティングの対象者に、それぞれどんな意見が出ているのか認識してもらおう場所が必要だと考える。
- 委員** ワークショップ等を実施するにあたり、母集団を均一化し偏らないように。課題を

まとめ比較評価する時には、他の自治体等の事例を提示するなどあれば参考になる。裏付けのための財政の検討をいつするのか、行程表に入れたほうがいいのかではないか。

- 委員 ワークショップやストリートミーティングなどで、周辺住民がどうしたいのかというエリアマネジメント的な観点からの意見も必要では。土地利用に影響も与える。
- 委員 解体撤去に2年かかるとのことだが、土地の面積や形の詳細、利活用を行う上でこれはやってはいけないというものはあるか。
- 委員 土地活用について制限等はあるのか。
- 事務局 面積は旧本庁舎で約 7,969 m<sup>2</sup>、第二庁舎で約 641 m<sup>2</sup>(※1)となっている。利用制限については都市計画等で制限があると思うので、確認する。
- 委員 跡地について、鳥取市が「こうしていきたい。」という目標感を出してほしい。
- 委員 各部局課題を示すという意見もあったが、鳥取市がどのような立ち位置かわかるように、客観的なデータで何が足りていて何が足りていないかのデータも欲しい。
- 委員 跡地周辺の地図を作してほしい。寸法がわからないと何が作れるのかわからない。住民、民間団体に聞く際、課題を明確にしないと意見が出てこない。
- 委員 今後、検討の中で様々な意見が出てくると思う。
- 事務局 その他について。
- 事務局 日程については8月頃で調整したい。
- 委員 日程については事務局から調整してもらおう。
- 事務局 他に意見はないか。
- 委員 公共施設管理計画、再編実施計画を送ってほしい。
- 事務局 できるだけ早めに資料を整理して各委員に送付したい。
- 事務局 次回までに調べてほしいこと、意見等あれば連絡をいただきたい。

※1・・・第二庁舎敷地公簿面積の質問に対しまして、会議の中で 641 m<sup>2</sup>と答弁しましたが、これは電線地中化工事に伴い一部売却する前の面積でした。一部売却した後の現時点の第二庁舎敷地公簿面積は 577.82 m<sup>2</sup>ですのでお詫びし訂正させていただきます。